

『純粹理性批判』における現象概念について

“ 經驗的實在論を可能ならしめる対象概念 ” という観点からの考察

千葉 清史

經驗の対象は物自体ではなく現象である。これは何を意味しているのか。この問いに対し、多くの解釈者は、經驗の対象の制約についてのカントの見解、とりわけ空間・時間の超越論的觀念性に言及することで答えようとしてきた⁽¹⁾。なるほどこのような説明の仕方はカント自身も「超越論的感性論」において採用しているものであり、このような説明によって得られる規定が『純粹理性批判』における現象概念の重要な含意の一つであることは疑い得ない。しかし、現象概念の構成要素には、それとは別の問題に関するカントの考察から導出されるものもあり、従って、現象概念の十全な規定のためには、カントの別の側面の議論からの補足が必要であると思われる。

本論文は、カントの現象概念に密接に関わる問題関心の一つとして、次の論点に注目する：カントの見解によれば、經驗の対象を物自体とみなす限り、經驗的認識を全く疑わしいものとみなす「經驗的觀念論」が帰結せざるを得ない。「經驗の対象は物自体ではなく現象である」という対象概念の転換は、（「經驗的觀念論」に対置されるものとしての）經驗的實在論であり得るためには対象概念はどのようなものでなければならないのか、という問題に対するカントの解答として理解できる。

本論文は、この問題設定において仕上げられる限りでの現象概念の規定を明らかにすることを旨とする。このことによって、先に指摘された、經驗の可能性の制約という問題圏から醸成されるような現象概念に対しての補足と限定が得られるであろう。

第一節 問題状況の叙述と本論文の問題設定

まず、經驗の可能性の制約という問題圏から醸成される限りでの現象概念の規定とその問題点を示そう。現象概念のこのような規定は『純粹理性批判』の「超越論的感性論」において提示されているが、それはおおよそ次のように総括されよう。

經驗的認識の対象は一般に時間形式に、また外的經驗の対象は空間形式に必然的に従う。

しかし、時間・空間は、物自体そのものでも物自体相互の関係でもなく、我々の直観形式にほかならない。従って、我々に経験される対象のあり方は、(それが必然的に時間・空間のうちにあるものである以上)対象それ自体のあり方ではなく、それが我々の直観形式に従って現象してくる限りでのあり方に他ならない。

このような説明によれば、経験の対象が「現象である」という主張の眼目は、経験の対象のあり方が、物自体の側にはなく我々の主観の側にその根拠を持つ経験の可能性の制約(この説明では直観形式のみが言及されているが、これに悟性の形式であるカテゴリーも加えるべきであろう)に従うものである、ということのうちにあるということになるだろう。例えばアリソンは次のように結論している:「超越論的意味における現象について語ることは、...人間的感性の制約に従うものとして考察された限りでの物について語るということである」⁽²⁾。

この説明の特徴は、現象に関する主観性の関与が、経験の対象の「如何にあるか」という点にのみ限定されているということである。そしてこのことによって次の困難が生じてくる。それは、このような規定だけからは、現象の物自体に関する関係が明確にならず、またこのような仕方での現象概念の解明が行われている「超越論的感性論」の記述からは次のような受け容れがたい現象概念すら帰結する、ということである。

『純粹理性批判』においては、個々の物自体と現象との対応を示唆する用語法がしばしば用いられているが、プロレゴメナではさらに明確に次のように述べられている:「...感性的直観の形式を通じて我々は諸客観を、それらが我々(我々の諸感官)に現象し得るあり方でのみ認識し得るのであって、それらがそれ自体においてあるようなあり方で認識し得るわけではない」(*Prolegomena*. Bd.4. S.283)。この場合、経験の対象としての現象とは、実在する個々の物自体が我々に現象してくるあり方であることになる。しかしこうした見解にはそれ自体問題がある。この場合、物自体に数多性のカテゴリーが適用されることになるが、これはカントが否定するところである。また、現象しか認識し得ない我々が、それに対応する物自体の実在をいかにして知り得るのか、ということも問題である。

もちろん、上述の困難が見出されるということは、「個々の物自体に対応するもの」という現象概念がカント自身の見解ではないということの決定的証拠になるわけではない⁽³⁾。しかし、内容上困難を抱えている現象概念をカント自身に帰属させることに対して、我々は慎重であるべきである。そしてまた一方で、そもそも現象は、物自体との関係概念であるがゆえに、対応の問題をどのように考えるべきかということは、現象概念の理解のために必須であり、従ってこの問題は解かれなければならない。しかし、「如何にあるか」ということのみに関わる現象概念の規定は、こうした問題の解決に対して何も語らない。

経験の可能性の制約についての議論からの現象概念の規定は、以上のような不十分さを持つ。そこで本論文は、現象概念の別の出自を探ることによって、更なる規定を明らかにすることを目指す。本論文で私が注目するのは、カントの次のような見解である：経験の対象を物自体とみなす限り、経験的認識が全く疑わしいとする「経験的観念論」が帰結せざるを得ない（A371, A372）が、一方で経験の対象を現象と見なすならば、「経験的实在論」が可能となる（A370）。「現象」ということは、経験的实在論を可能ならしめる対象概念という一面をも有しているのである。そして以下の考察を通じて、この側面からの現象概念の規定は実際に経験の可能性の制約についての議論からの規定に反しはしないがしかし異なるものである、ということが示されるであろう。

「経験的实在論」とは何であるか。A370ではそれは「二元論」に等置されている。そして後者はここでは「物質的实在を認め得る」理説であるとされるが、一方 A376ではより詳細に「外官の対象の可能的確實性の主張」、すなわち、空間における事物の認識の確實性を認める理説として性格付けられている。しかし外的対象についての認識が“不可謬”という意味で確實であるということはなからう（またカントも、外的対象についての認識の可謬性を認める記述を A376において行なっている）。経験的観念論が主張するような、“認識が疑わしい”ということとは、認識が可能ではないということの意味することになるから、それに対する「経験的实在論」が主張する「確實性」とは、ともかく認識が可能であるとみなされる限りの確實性を樹立するてだてがある、というぐらいのことを意味するものと考えられる。従って、「経験的实在論」とは、外的事物についても経験的認識の可能性を認める理説であると解釈してよいだろう。

ここで次のことが注意されるべきである。カント自身の用語法によれば、「経験的实在論 empirischer Realismus」は、空間・時間表象の経験的实在性の理論のことではない。この用語はもっぱら第一版「第4パラロギスム」の内にのみ登場するものであり、そこにおける中心的問題は「経験的観念論」の論駁であって、経験の可能性の制約の問題ではない。

さて、カントは、経験の対象を物自体とみなす見解を「超越論的实在論」、現象とみなす見解を「超越論的観念論」と名づけ、次のように説明している：「...空間あるいは時間において直観されるもの全て、従って我々に可能な経験のあらゆる諸対象は現象、すなわち単なる表象に他ならず、それらは、延長せる实在者、あるいは変化の系列として表象されるようなあり方では、我々の思想の外では、それ自体において基礎を持ついかなる实在ももたない。私はこのような教説を超越論的観念論と名づける。超越論的意味における实在論

者は、我々の感性のこの変容をそれ自体で自存的な物となす者であり、従って、単なる表象を、ことがらそれ自体となす者である。」(A490f./B518f.)

カントのこの記述から、物自体と現象に関してそれぞれ次のことが読み取られる。「超越論的实在論」の主張、すなわち、経験の対象を物自体とみなす、ということは、それを「思想の外で」すなわち、表象されるということとは独立に、それ自体で自存的なものとみなすことである。〔この表現は長いので、本論文では以下「表象外の实在者」という用語を用いる。しかしこれは、単に「表象」という心的实在者の外にあるもの、表象ではないもの、ということの意味しているのではなく、むしろ、“「表象される」といういわば志向的關係の連関とは独立に实在すると考えられるもの”ということにその眼目がある。〕一方それに対し、カント自身の見解である「超越論的觀念論」の、経験の対象を現象とみなす、ということは、それを「単なる表象」とみなす、ということである。

しかし、「現象」と「単なる表象」との等置には問題がある。というのも、カント自身、別の箇所では、経験の対象を、表象から区別されるものとして取り扱っているからである。例えば次の箇所がある：「實際、あらゆる我々の表象は悟性によって何らかの客観に關係づけられる」(A250)⁽⁴⁾。従って、「現象」を「表象」と性格付けることではまだ、対象概念の轉換に関するカントの見解の十分な理解が得られたとは言えない。

このような問題状況に鑑みて、本論文は、“経験的实在論を可能ならしめる対象概念の探求”という方針において仕上げられる現象概念の規定を明らかにするために、この探求の道を我々自身で再度辿り直すことを目指し、次のような議論を行う：経験の対象についての超越論的实在論の見解のうちには経験的实在論を不可能にするものがある、ということと、超越論的觀念論によって経験的实在論が可能となるということ、この二つをカントが主張していることは少なくとも明らかである。そこで本論文はまず、超越論的实在論からは経験的認識の不可能性が帰結することになるということ、そして、超越論的实在論のどのような点が経験的实在論を阻むのかということを示す。その上で、経験的实在論であるために採られなければならない経験の対象についての見解を、そのような欠陥を逃れているものとして確定する。これによって、経験的实在論を可能ならしめるものとしての現象概念の含意が明らかにされる。

以上の考察を行なうにあたって、本論文は次の方針を採用する：超越論的实在論の対象概念と経験的实在論を可能ならしめる対象概念との相違を、経験的認識の真理性の意味についての見解の相違という観点において捉え、「真理」の問題に関するカントの論理学講義に見られる洞察をもとに、超越論的实在論から経験的認識の不可能性が帰結することを示す議論を再構成する。

「真理性の意味」ということで私が考えているのは、“認識がどのような場合に真であることになるか”ということである⁽⁵⁾。カントもまた、真理性を「認識のその対象との一致」とみなしている（A58/B82）。しかしこの規定は、その内に認識の「対象」という語が現れているため、対象概念が明らかになっていない現段階ではまだ、説明力に乏しい規定である。しかし、この規定から現段階で読み取れることは、真理性の意味が対象概念と相即しているということである。両者の関係は次のように記述することができよう：ある認識が真であるのは、それがその対象を実際に表象している場合かつその場合のみであり、また、認識の対象とは、それについての真なる認識がもしあるならばそれによって認識されるもののことである。真理性の意味についての考察はこうして、対象概念についての考察に間接的に関わることになる。

以上の考察が第二節を構成する。続く第三節においては、経験の可能性の制約についての議論から得られる現象概念の規定との対比により、我々の考察によって得られた現象概念の規定の特色が示される。

第二節 超越論的实在論の困難を免れているものとしての現象概念

さて、経験の対象に関する超越論的实在論の理論は、“経験の対象は物自体、すなわち表象外の実在者である”というものであった。従ってこの学説においては、経験的認識の真理性の意味は、“経験的認識において表象されることが、表象外の実在者のあり方に一致すること”である。この場合、経験的認識の真理性は、表象外の実在者のあり方によって決定されているものとみなされることになる。

このような見解が孕む困難は、このもとでは、我々は外的対象の経験的認識に関して真偽区別を行なうことはできないことになり、従って経験的認識の不可能性が帰結してしまうということである。このことを示す議論を、カントの論理学講義等において見られる次の考察に基づいて再構成することにしよう。

「おのおのの判断において、真理と虚偽は何に基づくのだろうか。その認識が対象に一致することに、である。よろしい、しかし私はいかにして私の認識が対象に合致することを知り得るのか。私が対象を認識することができるのは、私がそれを認識する限りでのことである。私は、対象そのものを私の認識と比較することはできず、対象の認識を同じ対象の認識と比較できるのみであり、それらが合致している場合に私は認識が真であると言うのである。」（“Logik Philippi” Bd.24 S.387⁽⁶⁾ 強調筆者）

真理性の意味についての超越論的实在論の見解を採るならば、経験的認識の真偽区別を

行なうためには、我々は認識を、「対象そのもの」すなわち表象外の実在者と、いかなる認識をも媒介することなしに、比較できるのでなければならぬことになる。しかしながら、「私が対象を認識することができるのは、私がそれを認識する限りでのことで」あり、対象そのものを認識と比較することはできない。この不可能性は、我々の認識能力の欠陥に由来するのではなく、このようなことがなされ得る、と考えることがそもそも不合理なのである。従って、超越論的实在論の見解のもとでは、認識の真偽区別を行なうことがそもそも不可能となる。

しかし、我々に与えられる表象、その全てではないにせよ、少なくとも特定の種類の表象が表象外の実在者のあり方を正しく告知するものであるならば、超越論的实在論の見解のもとでも、我々による真偽区別が可能であると考えられるかもしれない。というのも、その場合には、“認識と表象外の実在との一致”の判定は、ある認識によって表象されることを、そのような特定の種類の表象が告知することと比較することによって決定できるということになるからである⁽⁷⁾。しかし、このような理論は上と同様の理由によって正当化され得ない。というのも、その場合も、そうした特殊な対応を正当化するためには、表象外の実在者をいかなる表象にも全く依拠することなしに参照し得るのでなければならぬことになるが、それは上と同様の理由で不可能だからである。従って、超越論的实在論の見解を採用するならば、我々が経験的認識の真偽区別を行なう可能性が否定されることになる、という結論が得られる。

もちろん「超越論的实在論」を採用したとしても、我々が表象したことが現実とたまたま一致する(すなわち真である)という可能性まで否定されるわけではない。しかし、我々は、その一致を証拠立てる根拠を挙げることはできない。表象された内容が表象外の実在とたまたま一致したところで、その一致が生じていることを我々が決して正当化できないのであれば、それを認識と呼ぶことはできないであろう。従ってこの場合には、経験的認識の可能性が、真理主張の正当化の可能性が否定されるという意味において否定されることになる。

以上の考察によって、経験の対象に関する超越論的实在論の見解、そしてそれに相即して、その真理性的の意味についての見解から、外的事物についての認識不可能性が実際に帰結することが示された。経験的認識が可能であるということをそもそも認めることができるためには、真理性的の意味についての見解そのものが超越論的实在論とは異なった新たなものに転換されなければならない。

さて、超越論的实在論の見解のどのような点が否定されなければならないのだろうか。

それは、ある認識が真であるか否かは、表象外の実在者・表象外の実事のあり方によって決定される、ということである。しかし、表象外の実事についての我々の積極的な主張は何であれ決して正当化され得ないのだから、従って、認識の真理性の意味に表象外の実事という契機が少しでも関与する限り、認識不可能性が帰結することになる。

経験的実在論であるためにはまさにこのことが否定されなければならないのであるが、これを否定するということは、真理性の意味から表象外の実事という契機を全く排除することである。その結果、経験的実在論であるべきカントの経験の理論にとって残された選択肢は、ある認識が真であるか否かは認識活動の連関内において決定される限りのものである、とすることのみとなる。

先に引用した「フィリップ論理学」の箇所直後には、カント自身も同様の結論に到達したことを示唆する記述が見出される：「...これに対して古代の人は弁論を立て、真理性のあらゆる徴表を蔑まんとした。それは次のものである：...それが真であるか私が見えない、対象についてのある認識が、それについてまたもや私が真であるか知らない、対象についての別の認識を引き合いに出すのであるが、にもかかわらず、それらが合致している場合に、私はその認識が真であると言うのである。この弁論は単なる反駁ではなく、議論であり、真理性の本来の本性を認識するのに役立つ。真理性は、対象についての諸認識がそれ自体に調和することである。というのも、我々が対象と呼ぶものは、我々の諸認識のみだからである。」（“Logik Philippi” Bd.24, S.387 強調筆者）

私が強調した箇所ですべて述べられているように、カントは、ここで提示されているような「古代の人」の議論を、真理性一般に対する単なる懐疑論的反駁とみなしているのではなく、真理性の本性を理解させるものと考えている。その上で彼は、真理性はもっぱら諸認識間の連関によって決定されるべきものだと結論するのである。

さて、認識の真理性をもっぱら認識活動の連関のうちでのみ決定されるべきものと考え、ということとは、我々がどのような仕方ですべて実際に真偽区別を行なっているのかということ（すなわち、真理性の基準）が、真理性の意味そのものに本質的に関わってくるものとされる、ということの意味する。そして実際、カントもまた、我々は自らの恣意に基づいて、いわばあてずっぽうに真偽区別を行なっているのではなく⁽⁸⁾、何らかの基準に照らして真偽区別を行なうと考えている。カントは実際に、経験的認識一般の真偽区別のための基準を提示してもいる⁽⁹⁾が、我々はこの問題には立ち入らない。経験的実在論を可能ならしめるための真理性の意味の転換を理解するという目的からすれば、我々はすでに、真理性の基準の内容如何から独立に、次のような結論を得ることができる：経験的認識の真理性の意味についての「超越論的実在論」の見解に代わる新たな見解においては、ある経験的認識

が“真である”ということの意味は、その認識が認識活動の連関のうちにおいて、経験的認識一般の真偽区別のための基準に照らして正当化される、ということとなるのである。

さて、第一節において示されたように、真理性の意味と対象概念は相即関係にあるので、経験的認識についての真理性の意味のこのような転換は、経験の対象についての捉え方の転換を伴わずにはおかない。以上の成果からこれを導出することにしよう。まず、a)経験的認識の真理性が、認識外の実在者についての言及なしに、認識活動において決定される限りのものとされるということに相即して、経験の対象は、表象外の実在者ではなく、経験的認識という表象活動において表象される限りのものとされることになる。そして、b)経験的認識の真理性の意味が、基準に照らして正当化される、ということになるのに相即して、ある経験の対象が“現実的である”ということの意味は、それが表象活動外でそれ自体で成立しているということではなく、それについての経験的認識が経験的認識一般の真偽区別の基準に照らして正当化されるということになる。

これは、“我々の真なる認識ですら、物自体そのもののあり方を表象するものではなく、それが我々に現象するあり方を表象するものであるにすぎない”という主張とは異なる、より強い主張である。後者の場合、経験の対象の物自体としてのあり方は真理性の意味には関わらないが、強調箇所によって表示される同一性によって、現象する当のものである物自体の現実存在は、経験の対象の現実性の意味に関わるものとして残されることになる。この場合、個物に関する我々の経験的認識、例えば、この塔は20メートルの高さであるという認識は、基準に照らした十分な認識活動の結果その塔が実際には25メートルであることがわかった、といった場合の他に、それによって認識されたと称される現象的事態に対応する表象外の実在者が存在しない場合にも偽であることになる。それはいわば、対応する物自体の支えを持たない「単なる表象」である、ということになるであろう。それに対し我々の場合においては、表象外の実在のあり方は、経験的認識の真理性の意味にも、経験的認識の対象の現実性の意味にも全く関与しないものとみなされる。その結果、認識と物自体のあり方との対応だけでなく、認識された事態に対応する個物自体が実在するという事実すら、経験の対象の現実性の意味から排除されることになるのである。

このような意味において、「超越論的実在論」に対してカントが「超越論的観念論」を定式化した際の、経験の対象は物自体ではなく「単なる表象」である、という表現は弁護され得る。この表現は確かにミスリーディングではあるが、しかし、「現象」という語が含む、個物自体との対応という思想に対して、「単なる表象」という規定はそれを排除するものとして機能するのである。

第三節 総括：我々の考察から得られた現象概念の規定の特質について

以上の考察は、空間・時間の超越論的観念性のテーゼに依拠せず、“経験的实在論を可能ならしめる対象概念の探求”という問題の考察から導出されたものである。カント哲学における現象概念の生成において、後者の問題の探求が発展史的にどのような役割を果たしたのかということ結論するためには、歴史的考証に基づく別種の考察が必要となる。しかし、以上の成果は、批判期カント哲学の現象概念がもつ重要な限定を明らかにしたものとみなされよう。自らが“経験的認識の可能性を認める理論”としての「経験的实在論」である、ということ『純粋理性批判』が放棄するとはとても考えられない⁽¹⁰⁾。また、第二節の議論は、カント自身によって展開されたものではないにせよ、そうした議論を促す部分的考察はカントのテクストのうちに見出される。本論文は従って、経験の可能性の制約の考察とは独立の観点から導出される、『純粋理性批判』の現象概念が持たねばならない拘束的な規定を明らかにしたものとすることができよう。

そして、第二節の考察は、内容に関しても、経験の可能性の制約についての考察からのそれとは異なる現象概念の規定を与えるものである。まず、1)後者が現象的对象の「如何にあるか」ということのみに関わるのに対し、我々の考察から得られた現象概念の規定は、その現実性の意味にも関わるものである。さらに、2)経験の可能性の制約の問題圏からの現象概念の規定は、表象外に実在する個々の物自体に関する現象の対応という見解を退けることに対して無力であった。それに対して、我々の考察によって得られた規定は、それを完全に否定する。

最後に、後者の点に関して、第二節の考察が現象と物自体の関係の問題に対して持つ帰結を示すことにしよう。それは、次のような仕方で、現象と物自体との関係についての解釈の選択肢を制限する役割を果たす。

現象の背後に物自体（あるいは叡智的・超越論的对象）が存在し、さらにそれが我々の認識のあり方に関与している、とカントが実際に考えていたことを示唆する多くのテクスト上の箇所が存在する⁽¹¹⁾。もしカントと共にこのことを認め、物自体を「表象外の実在者」として定義するならば、我々は上述の結論からさらに次のような結論に至るよう強いられる。個々の実在する物自体と現象的对象との対応という観念は否定されなければならない。しかし、我々の考察の成果は次の可能性、すなわち、物自体界全体が、カントによって「一つの経験」と呼ばれるもの（Vgl. A110）、すなわち経験的諸認識の全体に、そのア・ポステリオリ性の契機として、不可分節的な全体として関与する⁽¹²⁾という可能性を否定するものではない。そしてこの場合、“現象界全体は、不可分節的な全体としての物自体界が主観に現象してきたものである”という仕方で、「我々の経験の対象は物自体

が現象してきたものである」といった言い回しを許容することもできるであろう。こうして、「物自体」とは、経験の対象全体に対応する不可分節的な一者である、という結論に至る。

さて一方で、個物レベルでの物自体と現象との対応を示唆するテキスト上の箇所は多く⁽¹³⁾、にわかにこれを否定し去ることもためられる。そして第二節の考察の帰結として、この個別的対応の思想こそ固守されるべきものであると考えられるならば、物自体を“表象外の実在者”として定義することが拒否されなければならないことになる。これは、そのようなものの実在を拒否することとは異なる。ここで問題とされているのは、「物自体」の実在ではなく、その概念である。

この拒否からさらに導かれるべき結論を詳論する余裕はすでにないが、結論を述べればこうなる。この場合、物自体は、表象活動の連関外にそれ自体として実在し、現象を生ぜしめるものとみなされるのではなく、逆に、我々の認識の連関内で現実的なものとして規定された現象的对象に対して、それに対応する非感性的なものとして思考されるもの、とみなされることになる。すなわち、この場合、物自体は、実在するものの一種類として定義されるのではなく、表象のされ方の種類に応じた対象の一種類として、具体的には、直観制約を捨象した上で表象された、単なる思考の対象として定義されることになる⁽¹⁴⁾。

私は、上に提示された二つの解釈可能性のどちらがカント自身の見解としてふさわしいか結論することはしない。どちらの解釈可能性にもテキスト上の証拠が見出されるという事情があることを鑑みれば、どちらか一方の可能性を選択することそのものの意義すら疑わしいものと考えざるを得ない。しかし、我々が第二節で行った考察は、現象と物自体との関係に関して、現象と物自体との個物レベルでの対応という観念を放棄するか、それとも物自体を「表象外に実在するもの」として批判哲学体系のうちに導入することを放棄するかという二者択一を迫る。以上が、第二節における我々の考察からさらに展開され得る帰結である。

註

カントの著作・講義録からの引用は慣例に従い、『純粹理性批判』に関しては第一版と第二版のページ数をそれぞれ A.../B...で示し、それ以外は、著作・講義録名を示した後、アカデミー版全集の巻数とそのページ数を示した。

- (1) こうした解釈の代表的なものとして、次のものが挙げられる：Allison, Henry E.: Kant's Transcendental Idealism, Yale University Press (1983)。
- (2) Ibid. p.7
- (3) 例えばアディクセスは、こうした見解がテキスト上多く見出されるということを根拠として、これは証明以前に抱かれているカントの根本的確信であり、その思想事態にいかなる困難が含まれているにせよ、カント自身の見解をして認められなければならないと結論する(Vgl. Adickes, Erich: Kant und das Ding an sich. Berlin (1924))。このような解釈によっては、上述のような困難は解決されずに単に無視されることになるばかりか、「現象」概念の生成におけるカントの複数の歩みが無視されるという点でカント理解としても不適切であると私は考える。
- (4) 表象とその対象とが区別されている箇所として、他にA104, A189f./B234f.も参照。
- (5) これは、真理性の基準の問題から区別されなければならない。後者は、ある認識が真であることを我々が知るのとはどのような条件のもとであるか」という認識論的な問題である。
- (6) 同様の見解は次の箇所にも見出される: Logik (hrsg. von Jäsche) Bd.9 S.50, "Logik Blomberg" Bd.24 S.81, "Wiener Logik" Bd.24 S.822, Refl.2143 Bd.16 S.251。なお、これらの箇所を参照するにあたって、次の研究から示唆を得た: Prauss, Gerold: "Zum Wahrheitsproblem bei Kant". in Kant: Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln (hrsg. von Prauss). Köln (1973) 久保元彦:「真理とは何か」という問いについて」(久保元彦:『カント研究』創文社(1987)所収)。
- (7) 表象外の実在と表象とのこのような対応を説明する理論として、カントは「物理影響」・「予定調和」・「超自然的助力」理論を挙げ、これら三つの理論のみが想定可能であると主張し、これらが根拠に基づく正当な主張であることを否定する(A390)。ハイムゼートによれば、「超自然的助力」理論とは、機会原因論の主張にあたる(Heimsoeth, Heinz: Transzendente Dialektik. Bd. Berlin (1969). S.147)。
- (8) Vgl. A104:「あらゆる認識のその対象への関係についての我々の考えは、何らかの必然的なものを伴っている。なぜならば対象は、我々の認識があてずっぽうに、あるいは恣意的に決定されているということに反する...ものとみなされるからである。」
- (9) ここで詳論することはできないが、結論のみ述べれば、経験的認識一般の真偽区別のための基準としてカントが挙げているものは、1)認識において対象が感性と悟性の制約に従うものとして表象されているか否か、ということと、2)その認識が、それまでに獲得された諸認識と整合的であるか否かということの二つである(Vgl. Prolegomena, S.290:「真理と夢の区別は、...客観の概念の内での諸表象の連関を規定する規則に従った結合[が行われているか否か、ということ]によって、そして、それらの諸表象が一つの経験においてどの程度共存し得るかそれともしないかということによって、決定される。»)これら二つが実際に批判期のカント認識論における経験的認識一般の基準であるということを示した研究として、Becker, Wolfgang: Selbstbewußtsein und Erfahrung. München (1984)の特にS.34-72と出口康夫:「カントの超越論的観念論について」(『哲学研究』第557号(1991)所収)を挙げることができる。
- (10) この事情はたとえ第二版において「経験的実在論」という術語が姿を消したにせよそれによって影響を受けるものではない。これは、カントが『純粹理性批判』において認識の可能性を説明せんとしているという至極単純な事実に依拠するものである。
- (11) このような箇所は、カントの言葉使いのうちに示唆されている箇所を含めれば実に多く見出されるのであるが、明確に表現されている箇所として次の箇所が挙げられる:「世界とは諸現象の総体であり、従って、世界の何らかの超越論的な、すなわち、もっぱら悟性によってのみ思考

され得るような根拠があるのでなければならない」(A696/B724)。

- (12) こうした見解をカントが主張している箇所として、次の箇所が挙げられる：「...我々は諸現象一般の単なる叡智的な原因を超越論的客観と呼ぶことができるが、それはもっぱら、受容性としての感性に対応するものを我々が持つためのことである。この超越論的客観に我々は我々の可能的諸知覚の全範囲と連関とを帰する...」(A494/B522f.)。この引用箇所において「超越論的客観」という語は単数で用いられており、これが「諸現象一般」「我々の可能的諸知覚の全範囲と連関」に対して、「受容性としての感性に対応するもの」すなわち、認識におけるア・ポステリオリ性の契機を担うものとして関わるものとされる。
- (13) このような見解は、特に「超越論的感性論」の箇所に多く見出されるが、それだけではなく、『純粹理性批判』全体にわたって広く見出される。例えば次の箇所が挙げられる：「さもなくば、それからは、現に現象してくる何ものかなしに現象がある、といった不合理な命題が帰結することになる」(BXXVI)、「感官が我々に対して何かを単にそれが現象してくるあり方で表象するのであるならば、この何かはやはりそれ自体においても物でなければならない...」(A249)、あるいは「しかしながらもし我々が現象としての何らかの対象を...感性体(フェノメナ)と名づけるならば、我々がまさに同じものを、我々はそのそれ自体の性質を直観することはできないにせよ、それ自体の性質に関して...フェノメナにいわば対置させて、それを悟性体(ヌーメナ)と呼ぶということは、すでに我々の概念のうちに存していることなのである」(B306 強調筆者)。
- (14) こうした見解は、「そもそも対象であるものすべてをフェノメナとヌーメナとに区別する根拠について」の章で提示されている。本文で示唆された結論で否定されている物自体の概念は「積極的意味におけるヌーメナ」に、肯定されている物自体の概念は「消極的意味におけるヌーメナ」にそれぞれ対応する (Vgl.B305-309)。

〔西洋近世哲学史博士課程〕